

小金井市環境基本計画等中間見直し支援及び（仮称）小金井市
気候市民会議運営支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

業務の視点について、以下の項目について評価する。

- (1) 本市の環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画及びみどりの基本計画の位置づけを理解し、市民に分かりやすく、より有効な計画の見直しとなるよう提案しているか。
- (2) 仕様書（案）に提示している業務内容を的確にとらえて、適切かつ専門的な見地から独創性のある提案がなされているか。
- (3) 国・東京都の施策や社会動向を踏まえたうえで、本市の地域特性、現状や状況について捉えた効率的で効果的な提案がなされているか。また、他自治体の先進的な取り組みについて把握しているか。
- (4) （仮称）気候市民会議の運営について、会議の運営（テーマ設定・議事進行等）が気候市民会議の趣旨や意義を理解した内容の提案となっているか。

2 業務スケジュールについて

本事業の目的を達成するため、事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的かつ具体的に設定されているかを評価する。

3 企画提案内容について

以下の項目について、業務目的を達成するための支援内容が仕様書（案）に基づく内容であり、分かりやすく企画・提案されているかを評価する。

- (1) 現行計画の進捗状況の把握、検証が適切に行われているか。
- (2) 提案内容は簡潔に表現されているか。また、図表等を用い、視覚的に分かりやすい内容となっているか。
- (3) アンケート調査及びパブリックコメント実施の支援体制は適切か。
- (4) 地球温暖化対策地域推進計画中間見直し策定の方向性、策定プロセスは適切か。
- (5) （仮称）気候市民会議実施体制は適切か。（仮称）気候市民会議実施に当たって業務遂行可能な人員、組織体制が確保されているか。

4 業務実績について

業務実績について、以下の点を評価する。

- (1) 主任技術者及び業務担当者は類似業務の受託実績を有しているか。
- (2) 過去に市民等と直接関連する事業等を行った実績があり、十分な業務遂行能力があるか。

また、会議運営・プロジェクト運営（事務局・参加者や講師との調整・資料作成等）の実績があるか。

5 業務体制について

業務体制について、以下の項目について評価する。

- (1) 本事業を実施する上で必要な専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制（配置予定人数等）であるか。また、業務責任者等に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるか。
- (2) 市の要請や協議に対して、柔軟な対応ができる体制がとられているか。
- (3) 業務実施に必要な資格を有する適切な主任技術者が配置されているか。また、統括責任者及び主任技術者は継続的な雇用関係にあり、本支援委託業務全般に渡り技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理できる適切な体制か。
- (4) 個人情報情報の管理体制は適切か。

6 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションについて、以下の項目を評価する。

- (1) 企画提案書の内容について分かりやすく説明し、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に回答しているか。
- (2) 先行事例等について豊富な知識を有し、良いものを積極的に取り入れる工夫、意欲及び熱意があるか。

7 見積額について

見積額について、以下の項目を評価する。

予算額内で適切な業務内容の提案になっており、コストパフォーマンスの優れた提案内容となっているかを評価する。

II 審査評価方法

1 1次審査

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を1次審査通過とする。

ただし、応募事業者が3者に満たない場合は、第一次審査は行わないものとし、2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとする。

2 2次審査

1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「小金井市環境基本計画等中間見直し支援及び（仮称）小金井市気候市民会議運営支援委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定します。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができるものとします。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めないものとします。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (4) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合